

<b>Title</b>	日本国憲法の平和主義・再考(共同研究報告：憲法研究)
<b>Author(s)</b>	松田, 寿美子
<b>Citation</b>	聖学院大学総合研究所 Newsletter, Vol.21-No.4, 2012.2 : 19-19
<b>URL</b>	<a href="http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=3691">http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=3691</a>
<b>Rights</b>	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository and academic archiVE

# 共同研究報告

## 【憲法研究】

### 日本国憲法の平和主義・再考

2011年12月5日（月）、聖学院本部新館2階において、2011年度第4回「憲法」研究会が開催された。参加者は23名。早稲田大学法学学術院教授であり憲法学者の水島朝穂氏をお招きして「日本国憲法の平和主義・再考」と題するご講演を頂いた。講演の概要を以下に記す。

はじめに水島氏は、「一再考への視点」から、

(1) 対外関係・対外政策の立憲的統制について、開かれた国家はどのようにして長国家的な法規制に服するかと言う問題を取り上げられて、日本国憲法の徹底した平和主義の特徴、ドイツ基本法の「平和国家性」(Friedensstaatlichkeit)を、(2) 憲法と軍事的合理性については、軍事的命令構造と民主的決定メカニズムの違い、1973年長沼一審判決の軍事的合理性否定の論理などを提示しながら論じられた。

次に、「憲法の平和主義をめぐる環境変化」について、(1) 自衛の専制を、国土防衛から国益防衛への移行を空間軸として、また、専守防衛から予防的・先制的自衛権講師への移行を時間軸として捕らえられて論じ、(2) 国家による暴力独占の「ゆらぎ」と高権の「民営化」については、民間軍事会社の種類と発注者、国家の軍事機能、軍事機能の民営化帰結という三つの視点から論じ



早稲田大学法学学術院教授 水島朝穂氏を迎えて研究会が開催された。



活発な質疑応答が行われた。参加者は23名であった。

られた。

更に、「軍事力にたよらない平和—21世紀の時代精神へ」について、(1) 平和は、直接的暴力+構造的暴力+文化的暴力の不在・縮減である、(2) 平和は、非暴力的かつ創造的な紛争変換 (conflict transformation) であるという、J. Galtungの平和論を提示し、また、軍事力にたよらない平和について、a) 仲裁・調停・交渉・和解など「紛争の平和的解決のテクノロジー」の工夫、b) 平和のエンジンブレーキ、c) 平和の根幹治療、以上三つのコンセプトを掲げて、カントの『永遠平和のために』第5条項：「いかなる国家も、他国の体制や統治に暴力的に介入してはならない」について説明をされて結ばれた。

また水島氏により、御自身の著書『国家の軍事機能の「民営化」を考える』、『戦争の違法性と軍人の良心の自由』、『東日本大震災後のアジアと日本』、『東日本大震災と憲法』、『地域の集合安全保障と日本国憲法』、『「正義の戦争」考』、『ジェンダーと軍隊』、『「平和と人権」考』の貴重な資料を御提供頂いた。

最後に質疑応答では、活発な論議がなされた。

(文責：松田寿美子 聖学院大学大学院アメリカ・ヨーロッパ文化学研究所博士後期課程)

(2011年12月5日、聖学院本部新館2階)